



料金表

平成31年2月

負担割合	利用負担段階 (負担限度額)	要介護度	従来型		ユニット型
			多床室	個室	個室
1割負担	第1段階	3	¥24,000	¥33,600	¥48,600
		4			
		5			
	第2段階	3	¥37,800	¥39,300	¥51,300
		4			
		5			
	第3段階 (¥15,000 上限)	3	¥45,600	¥59,100	¥73,800
		4			
		5			
	第3段階 (¥24,600 上限)	3	¥55,200	¥68,700	¥83,400
		4			
		5			
第4段階	3	¥93,653	¥102,953	¥130,840	
	4	¥95,981	¥105,281	¥133,135	
	5	¥98,242	¥107,542	¥135,430	
2割負担 3割負担		3	¥111,000	¥120,300	¥144,900
	4				
	5				

・月々の介護サービス費・食費・居住費は含まれています(30日で計算)。洗濯・オムツ代*等も含まれています。*ご指定がある場合は実費負担となります。

・薬代・医療費、散髪や売店等の雑費(必要分)、家族会費(月2,000円)が別途かかります。

・3カ月に1度褥瘡^{じよくそ}マネジメント加算12円/月がかかります。

・入居時に一時金や保証金等はありません。



従来型多床室



従来型個室



ユニット型個室

負担割合について

介護サービス費の負担割合は、所得金額に応じて1～3割となります。要介護・要支援認定を受けた方には、負担割合が記された「介護保険負担割合証」が交付されますのでご確認ください。

負担割合	基準
1割	下記以外の方
2割	<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額が160万円以上であり、 (年金収入)+(その他の合計所得金額) = 280万円以上(単身世帯) (年金収入)+(その他の合計所得金額) = 346万円以上(二人以上世帯) 単身で年金収入だけの場合280万円以上
3割	<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額が220万円以上であり、 (年金収入)+(その他の合計所得金額) = 340万円以上(単身世帯) (年金収入)+(その他の合計所得金額) = 463万円以上(二人以上世帯) 単身で年金収入だけの場合344万円以上

介護保険負担限度額認定

負担割合が1割の方は、お住いの市区町村への申請により所得に応じた負担限度額までの自己負担となります。

利用負担段階	所得などの状況
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 市民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている方
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額(遺族年金、障がい年金など)の合計が80万円以下の方
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税が世帯非課税で、第2段階以外の方
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 市民税が世帯内で課税されている人がおり、第1段階～第3段階以外の方

アクセス

京阪香里園駅西口または寝屋川市駅西口より
徒歩20分
またはタウンくるバス約10分
石津南町バス停下車、徒歩5分

お問い合わせ

社会福祉法人 たちばな会
特別養護老人ホーム 寝屋川石津園
〒572-0026
大阪府寝屋川市石津中町35-8
TEL 072-839-8080

